

〔本書は大切に保管してください。〕

福祉用具情報システム（T A I S） 情報登録の手引き

令和7年（2025）年4月

目 次

1. 福祉用具情報システム(TAIS)とは？	1
2. TAISへの情報登録	2
(1)新規の情報登録	2
○登録申込書	3
○企業情報の登録	3
○福祉用具情報の登録	3
○画像情報の登録	4
(2)福祉用具情報の追加登録	4
(3)既に登録している情報の変更	4
(4)既に登録している情報の削除	5
(5)既に登録している福祉用具の生産・取扱を終了した場合の取り扱い	5
(6)登録の期間	6
(7)TAISコードの取得	6
3. 情報登録に係る費用	7
(1)新規登録料(初年度) ※登録月から同年度末までの取り扱いとなります。	7
(2)更新料(2年度目以降)	7
(3)変更料	7
(4)削除料	7
(5)登録料等の請求	7
4. 登録用紙のダウンロード	8
5. 登録用紙の記入方法	8
(1)登録申込書	8
(2)「企業情報」(A-1)登録用紙の記入方法	9
(3)「福祉用具情報」登録用紙の記入方法	11
6. 登録書類の送付先	14
7. 用具情報電子申請の流れについて	15
8. 介護保険福祉用具情報の取り扱いについて	24
9. 厚生労働省が取り組む福祉用具貸与価格情報公開に基づく価格情報の取り扱いについて	25
10. 介護テクノロジー情報の取り扱いについて	26
11. お問い合わせ窓口	27

1. 福祉用具情報システム（TAIS）とは？

福祉用具情報システム（以下、「TAIS」という。）は、国内の福祉用具製造事業者又は輸入事業者から「企業」及び「福祉用具（※）」に関する情報を収集し、当協会のホームページを通じて、情報発信するシステムです。（※）介護テクノロジーを含みます。

適切な福祉用具を選定し、効果的に利用するためには、利用される方の身体状況や使用環境などの情報に加え、使用する用具の「仕様」や「機能」、「性能」などに関する情報が必要不可欠です。

TAISは、全国に散在する福祉用具に関する情報を収集・分類、体系化し、情報提供することによって、福祉用具の適切な選定と利用に寄与するものです。

TAISに情報登録された福祉用具のうち、介護保険において保険給付の対象と考えられる用具については、当協会が設置する外部の有識者からなる「介護保険給付対象福祉用具情報検討委員会」の審査を経た上で、その旨の情報提供を行っております。本情報の取り扱いにつきましては、P24を参照してください。

また、TAISに情報登録された福祉用具のうち、厚生労働省の導入支援事業にて各都道府県が実施している介護テクノロジーの導入支援を行う補助金の補助対象と考えられる製品については、当協会が設置する外部の有識者からなる「厚生労働省が行う導入支援の対象となりうる製品の検討委員会」の審査を経た上で、その旨の情報提供を行っております。本情報の取り扱いにつきましては、P26を参照してください。

TAISでは、平成26年3月より、厚生労働省からの指示に基づき、介護保険における福祉用具貸与価格の情報も提供しております。貸与価格の情報は、介護給付費適正化システムから抽出したものです。本システムを通じて情報公表することに、ご理解とご協力をお願いします。本情報の取り扱いにつきましては、P25を参照してください。



注意事項

- TAISへの情報登録は、製造事業者又は輸入事業者の自主的な判断に基づくものであり、登録は任意です。
- TAISは、書面での申請に基づき登録するものであり、当該製品の安全性や有効性を保証するものではありません。
- TAISに登録された製品のすべてが、介護保険において保険給付の対象となるものではありません。詳しくは、最寄りの介護保険の保険者（市町村）に確認してください。
- TAISに登録された製品のすべてが、各都道府県が実施している介護テクノロジーの導入支援を行う補助金の補助対象の対象となるものではありません。詳しくは、最寄りの都道府県に確認してください。
- OEM製品の情報登録について、製造元の商品を登録申請者のブランドとして、製造・販売するものであることから、製造物責任（PL）法に基づく、当該製品の責任は登録申請者が負わなくてはなりません。契約書類（写し）等をご提出いただく場合がありますので、ご注意ください。

（参考）

- 「TAIS」： **T**echnical **A**ids **I**nformation **S**ystem の頭文字をとったもの
- 「HPアドレス」： <https://www.techno-tais.jp/>

2. T A I S への情報登録

(1)新規の情報登録

新規に情報登録する場合、「企業情報」と「福祉用具情報」をお申し込みいただきます。

登録は、福祉用具の「製造事業者」又は「輸入事業者」に限ります。

「企業及び福祉用具情報 登録用紙一覧」から、該当する様式を選び、漏れ等が無いよう記入し、当協会あて郵送にて送付してください（電子メール等の受付は行っておりません）。

登録時に必要となる提出書類は、以下のとおりです。

提出書類等一覧 ※登録を希望の方は、以下の書類等を必ず提出してください。

- ①登録申込書 : 登録の申込書にあたります。
- ②「企業情報」登録用紙 : 初回登録時のみ、ご提出いただく書類です。
- ③「福祉用具情報」登録用紙 : 1製品につき1枚、ご提出いただく書類です。
- ④登録する用具の画像データ及び②③の Excel データ : USB、CD等にデータを入れて提出してください。
- ⑤製品カタログ : 当該製品（登録しようとしている用具）が掲載されたカタログを必ず提出してください。なお、カタログが未作成の場合、当該製品の仕様や使用方法等が確認できる書類を必ず添付してください。

※登録用紙は、当協会のホームページからダウンロードすることができます。

（<https://www.techno-tais.jp/>「福祉用具を登録する」参照。）

TAISへの情報登録
登録を希望する方は、
てください。|
なお、既に登録してい
※) 情報登録の手引き

情報登録の手引き ※情報登録の手引き等は随時改訂しております。新規及び追加登録の際、新しい手引きかどうか確認してください。

情報登録の手引き 仕様の手引き

登録に必要な書類

新規・書面による申請 WEBからの登録による申請

登録申請書 登録申請書 WEB登録申請書 WEB登録申請書

企業及び福祉用具情報登録用紙

登録用紙一式 登録用紙一式

電子申請 ※別途「WEB登録申込書」が必須となります。

ログイン画面へ

※電子申請には「企業コード」及び「パスワード」が必要です。
初めての事業者様につきましては、電子申請はできませんのでご了承ください。

関係書類の提出から情報発信に要する期間は、通常1ヶ月程度ですが、当該月の申込件数によって、通常よりお時間をいただく場合があります。当該月の申込が50件を超える場合は事前にT AIS担当までご連絡ください。

原則、毎月5日までに提出いただいたものを翌月のはじめから情報発信いたします。

※5日が土日又は祝祭日の場合は、当該月の締切日は前倒しとさせていただきます。

また、関係書類に記入漏れや提出漏れ、確認すべき事項などがある場合には、さらにお時間をいただくことになりますので、予めご留意ください。

○登録申込書

登録申込書は、申請の都度1枚提出をお願いします。(用具の登録が複数になっても、申込書の提出は1枚です。)

○企業情報の登録

企業情報は、1社につき1件の登録をお願いします。(用具の登録が複数になっても、企業情報の登録は1件です。)

なお、用具を1件も登録せず、企業情報のみの登録は認めておりません。

※ 福祉用具届出システムにおいて、既に届出コード(企業コード)を取得済みの場合は、申請用紙に必ず届出コードの記載をしてください。

- ・登録時の提出書類は、P2「提出書類等一覧」を参照
- ・記入方法は、P9「(2)「企業情報」(A-1)登録用紙の記入方法」を参照
- ・登録料は、P7「3. 情報登録に係る費用」を参照

○福祉用具情報の登録

福祉用具情報は、1製品につき1件の登録をお願いします。製品型番や機能、サイズなど仕様が異なるもの、又は、希望小売価格が異なる場合には、区分して登録してください。

用具は何件でも登録できます。但し、当該製品(登録しようとしている用具)が、当協会において福祉用具に当たらないと判断したものについては、登録をお断りする場合があります。

また、輸入事業者からの登録につきましては、同一製品を扱う別の事業者等と重複しないよう調整させていただきます。

※ 福祉用具届出システムにおいて、既に届出コード(商品コード)を取得済みの場合は、申請用紙に必ず届出コードの記載をしてください。

- ・登録時の提出書類は、P2「提出書類等一覧」を参照
- ・記入方法は、P11「(3)「福祉用具情報」登録用紙の記入方法」を参照
- ・登録料は、P7「3. 情報登録に係る費用」を参照

(他団体が行う認証制度、アワード情報の表示) NEW

「JISマーク(福祉用具)」、製品安全協会「SGマーク」、川崎市「かわさき基準(KIS)認証マーク」、経済産業省「プラスあんしんマーク」、総務省「情報アクセシビリティ好事例表彰受賞マーク」、福祉用具プランナー研究ネットワーク「プラネット福祉用具アワード受賞マーク」の情報提供を行うこととしました。

マーク表示を希望する方は、マークを取得したことが確認できる書類を提出してください。

当協会で判断できない場合には、関係機関等へ確認させていただきます。



(モニター評価報告書の表示) NEW

モニター評価報告書の情報提供を行うことといたしました。

報告書の様式につきましては、協会ホームページからダウンロードできますのでご確認ください。

(<https://www.techno-tais.jp/>「福祉用具を登録する」参照。)

モニター評価に関する問い合わせは、当協会までお知らせください。



注意事項

福祉用具・介護テクノロジー製品の情報登録においては、以下の「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」のうち、「4.3.1 機器等の調達」を参考に当該製品にかかる情報セキュリティ対策を講じたうえでご申請ください。

・[政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン\(令和5年度版\)の一部改定\(令和6年7月\)](#)

・[政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン\(令和5年度版\)](#)

○画像情報の登録

福祉用具情報1件につき、最低1枚は登録をお願いします。

※ 画像登録は最大5枚までの画像登録が可能ですが、2枚目からは有料になります。

(P7「3. 情報登録に係る費用」を参照)

ファイル形式は、

ファイル形式: .jpg もしくは、.JPG

ピクセル数:幅(W)425pixel 高さ(H)425pixel 解像度(R)300 pixel/inch(dpi)

とし、該当製品(登録しようとしている用具)の画像データをUSB、CD等に保存して提出してください。

なお、人物や場所が特定できるようなものが写っていない画像データとしてください。「福祉用具情報」登録用紙の「⑦画像:ファイル名/」欄には、当該製品のファイル名を必ず記入してください。

また、ご登録いただく画像は、貴社が著作権及び著作者人格権を有しているもの、あるいは使用(改変翻訳等を含む)についての全ての権利を有するものに限り、また、使用(改変翻訳等を含む)について当協会に貴社と同様の権利を付与していただきます。

(2)福祉用具情報の追加登録

「新たに製品開発(改良を含む)した福祉用具」や「未登録の福祉用具」を追加登録する場合、「企業及び福祉用具情報 登録用紙一覧」から、該当する様式を選び、漏れ等が無いよう記入して、当協会に郵送で提出してください。登録に必要な書類等は、P2「提出書類等一覧」から、②「企業情報」登録用紙を除いた書類等となります。

関係書類の提出から情報発信に要する期間は、通常1ヶ月程度ですが、当該月の申込件数によって、通常よりお時間をいただく場合があります。当該月の申込が50件を超える場合は事前に事務局までご連絡ください。

原則、毎月5日までにご提出いただいたものを翌月のはじめから情報発信いたします。

※5日が土日又は祝祭日の場合は、当該月の締切日は前倒しとさせていただきます。

また、関係書類に記入漏れや提出漏れ、確認すべき事項などが多くある場合には、さらにお時間をいただくこととなりますので、予めご留意してください。

(3)既に登録している情報の変更

情報登録時に当協会から送付した「企業又は福祉用具情報登録確認用紙」に「変更前」と「変更後」の違いがはっきりと分かるように記入して、メール(tais@techno-aids.or.jp)又はFAXにてTAIS担当まで提出してください。

変更は随時、受付しております。但し、画像の変更については毎月5日(土日、祝祭日の場合は前倒し)までに申請いただいたものを原則、翌月のはじめに情報の更新を行います。

インターネットから当該情報(企業又は福祉用具情報)を印刷し、見え消しなどの方法で記入し、提出していただいても差し支えありません。

なお、製品型番や価格、サイズ等の仕様を変更する場合は、原則、新規登録の取扱いとなります。

(4)既に登録している情報の削除

情報登録時に当協会から送付した「企業又は福祉用具情報登録確認用紙」に登録削除とよく分かるよう記入し、「担当者名」を沿えて、メール(tais@techno-aids.or.jp)又はFAXにてTAIS担当あて提出してください。登録情報の削除は、毎月5日(土日、祝祭日の場合は前倒し)までにあったものを原則、翌月のはじめに情報の更新を行います。

インターネットから当該情報(企業又は福祉用具情報)を印刷し、「削除」と「担当者名」を記入し、提出していただいても差し支えありません。当協会では、当該TAISコードを取得している企業の方かどうか確認させていただきます。※福祉用具情報を全て削除した場合は、企業情報も同時に削除されます。

P6(6)に記載する登録年度内(毎年3月5日まで)に登録削除のお申し出がない場合、次年度の登録を更新(自動更新)したものととして、取扱わせていただきます。(登録料はP7「3. 情報登録に係る費用」を参照)

なお、情報登録後、以下の事項に該当する場合は、当協会の判断にて登録情報を削除させていただきます。

一旦TAISから削除し又は削除された情報をあらためて登録する場合には、新規登録(新たなTAISコードの付与)の取扱いとなりますのでご注意ください。



注意事項

平成 29 年 8 月 25 日付、老高発 0825 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知において、「平成 29 年 10 月の貸与分(11 月の介護給付費請求分)から、TAISコード又は、福祉用具届出コードの記載がない介護給付費の請求については各国民健康保険団体連合会の審査において返戻することを予定しています。」となされ、また、平成 29 年 10 月 19 日付、老高発 1019 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知において、「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部が改正され、当該コードの記載が徹底されたところですので、何卒ご注意ください。

◆協会 HP 関連情報: <https://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>



登録情報の削除について

- 利用する側の観点から、明らかに安全性や有効性に懸念がある場合
- 期日までに登録料や更新料をお支払いいただけない場合
- TAISの趣旨に反する登録内容等であることが、後日確認された場合
- 虚偽の申請(登録内容)であることが、後日確認された場合
- 問い合わせ先への連絡が取れなくなった場合
- その他、TAISの登録業務に支障をきたす行為を行った場合

(5)既に登録している福祉用具の生産・取扱を終了した場合の取り扱い

既に登録している福祉用具の生産・取扱を終了した場合、①当該製品情報(登録している用具)に「生産・取扱終了」と表示した上で情報を継続するか、②TAISから情報を完全に削除するか、いずれかを選択してください。

①の場合: 任意の様式で該当する「TAISコード」及び「生産・取扱を終了した年月」を記入し、メール

[\(tais@techno-aids.or.jp\)](mailto:tais@techno-aids.or.jp)又はFAXにてTAIS担当までお知らせください。

※1 「生産・取扱終了」とした製品については、企業からのお知らせ欄以外、修正はできませんのでご注意ください。

※2 ここでいう「取扱終了」とは、輸入事業者において当該製品の取扱を終了することを示します。

※3 生産・取扱終了をしたものの内、製品の最終の販売から8年以上が経過したものについては「当該製品は最終の販売から既に8年以上が経過しており、メンテナンス等はすべて終了しております。」と表示したうえで、次年度の更新料を無料とさせていただきます。

ご希望の場合はTAIS担当まで必ず申し出てください。

②の場合：削除する場合には、P5(4)の手続きを行ってください。

(6)登録の期間

情報登録の期間は、「年度単位(4月～翌年3月)」です。

※登録月から同年度の末までとなります。

(7)TAISコードの取得

TAISに情報登録することにより、「TAISコード」が付番されます。

TAISコードは、情報登録完了後、当協会ホームページのお知らせに掲載します。また、登録完了後、当協会から郵送する「情報登録確認用紙」でも確認することができます。

なお、TAISコードを急ぎでお知りになりたい方は、「登録申込書」の通信欄にその旨を記入してください。書類審査が終了次第、FAXにてご連絡いたします。但し、登録する内容が未確定又は未完成のままではTAISコードをお知らせいたしません。さらに関係書類の記入漏れや提出漏れなどがある場合には、お時間をいただくこととなりますので、予めご注意ください。

原則、取得したTAISコードを第三者に譲渡することはできません。また、製品の製造権利等を譲り受けた場合にもTAISコードをそのまま引き継ぐことはできません。このような場合には、新たに新規登録手続きを行う必要があります。詳しくは、TAIS担当までお問い合わせください。

(参考)

○TAISコードとは？

5桁の「企業コード」と6桁の「福祉用具コード」を「- (ハイフン)」で結んだ、TAISにおけるシステム管理コードです。

TAISコードは、情報の共有化に役立ち、ホームページから該当する用具をいつでも、どこからでも検索し、閲覧することができます。携帯専用サイトもあります。

3. 情報登録に係る費用

情報登録に際して、下記に定める登録料(税込み)を申し受けます。

新規登録料(初年度)※		更新料(2年度目以降)	
◆企業情報の登録	11, 000円/年	◆企業情報の更新	5, 500円/年
◆用具情報の登録 (画像1枚は含む。)	6, 600円/年	◆用具情報の更新 (全ての画像情報を含む。)	3, 300円/年
◆画像情報の追加登録 (画像1枚につき)	2, 200円/年	◆生産・取扱終了用具情報の更新 (廃盤など、既に製造・取扱いをしていないものに限定します)	1, 100円/年
※画像は合計5枚まで登録可能		※企業からのお知らせ欄以外、修正はできません。	
◆ 変更料(画像情報の変更) 2, 200円/枚			

注1) 上記の料金は、1件あたりの価格を表示しています。

注2) 登録の期間は、「年度単位(4月～翌年3月)」です。年度内に登録を削除する旨のお申し出がない場合には、次年度の登録情報を自動的に更新したものと取扱わせていただきます。当協会から自動更新に関わる事前の連絡はいたしません。

登録削除は、随時、受け付けております。更新を希望しない場合には、年度内中、遅くとも毎年3月5日まで(※5日が土日、祝祭日の場合は締切日が前倒しとなります)に必ず申し出てください。申し出がない場合には、更新料をお支払いいただきますのでご注意ください。

注3) なお、期日までに新規登録料又は更新料をお支払いいただけない場合には、削除のお申し出がなくても、登録情報を削除させていただきます。

(1) 新規登録料(初年度) ※登録月から同年度末までの取扱いとなります。

- 企業情報 : 1社あたり、11,000円
- 福祉用具情報 : 1件あたり、6,600円(画像1枚は含む。)
- ※画像1枚を追加毎に 2,200円(最大5枚まで登録可能。)
- ・登録は、P2「TAISへの情報登録」を参照。

(2) 更新料(2年度目以降)

- 企業情報 : 1社あたり、5,500円
- 福祉用具情報 : 1件あたり、3,300円(画像情報を含む。)
- 生産・取扱終了福祉用具情報 : 1件あたり、1,100円(全ての画像情報を含む。)
- ※重要なお知らせ欄以外、修正はできません。
- ※最終の販売から既に8年以上経過した用具について
「当該製品は最終の販売から既に8年以上が経過しており、メンテナンス等はすべて終了しております。」と表示したうえで、更新料を無料とさせていただきます。(次年度より適用)
- ご希望の場合はTAIS担当まで必ず申し出てください。
- ・登録の期間は、P6「(6)登録の期間」を参照。

(3) 変更料

- 企業情報 : 無料
- 福祉用具情報 : 画像変更のみ1枚あたり、2,200円
- ・変更は、P4「(3)既に登録している情報の変更」を参照。

(4) 削除料

- 企業情報 : 無料
- 福祉用具情報 : 無料
- ・削除は、P5「(4)既に登録している情報の削除」を参照。

(5) 登録料等の請求

登録料等の請求につきましては、情報登録が完了した後、「情報登録確認用紙(登録内容をご確認いただく書類)」と合わせて、担当者様あてに送付いたします。

また、更新料のご請求につきましては、毎年4月～5月頃、担当者様あてに送付いたします。
期日までに新規登録料又は更新料をお支払いいただけない場合には、削除のお申し出がなくても、登録情報を削除させていただきます。

4. 登録用紙のダウンロード

TAISに情報登録を希望される方は、当協会のホームページから下記の書類をダウンロードして使用してください。

テクノエイド協会ホームページ <https://www.techno-tais.jp/system/index.shtml#kibou>

1. 福祉用具情報システム(TAIS)登録の手引き(PDF:2.68MB)
2. 福祉用具情報システム仕様の手引き(PDF:1.09MB)
3. 登録申込書(新規・書面による申請申込書)(PDF:186KB、Word:43KB)
4. 企業及び福祉用具情報登録用紙一覧(PDF:556KB、Excel:235KB)

※ 提出頂く書類は 3及び4の書類等となります。

5. 登録用紙の記入方法

(1)登録申込書

		← 企業コード (既に取得している場合)
※この用紙は情報登録申請の際、必ず提出して下さい。		
令和 年 月 日		
登録申込書		
公益財団法人テクノエイド協会 企画部 御中		
申請者	〒	社印または 代表者印
	会社(団体)名:	
	〒	
	代表者名:	
所在地: 〒		
担当者 連絡先	〒	
	部署: 役職名:	
	〒	
	担当者名:	
	連絡先: 〒	
TEL: (内線) / FAX:		
※本申込書の申込内容に関する今後のお問合せ先および連絡窓口となります。		
「福祉用具情報システム(TAIS)情報登録の手引き」に従い、以下の通り申請します。		
1. 企業情報登録用紙 ☐ あり ☐ なし		
2. 福祉用具情報登録 ☐ 新規 ☐ 変更 ☐ 削除 ☐ 件		
3. 画像 ①データ(CD・DVD・USB) 枚(個) ②その他() 枚		
4. 画像データの返却 ☐ 返却を希望する ☐ 返却を希望しない ※画像データの返却を希望される方は、「返却を希望する」に○印を付けて下さい。		
5. 「情報登録の手引き」にある規定等について承諾する。(右枠にチェックして下さい) ☐ ※登録料及び更新料の支払いがなされない場合には削除することに同意する。		
〔通信欄〕 この欄はご自由にご記入下さい。		
3/25.4		

「登録申込書」は項目すべてを記入し
必ず提出してください。

(2)「企業情報」(A-1)登録用紙の記入方法

(様式A-1)

【新規登録】

福祉用具情報システム・「企業情報」登録用紙

フリガナ

(A) 記入日: (B) 担当部課: (C) ご担当者名:

(D) 担当者 Eメールアドレス:

(E) TEL: (F) FAX: (G) 住所: (〒 -)

① 会社名等	フリガナ				
	名称				
② 経営形態(該当項目を選択)	☐ 1. 株式会社 ☐ 2. 有限会社 ☐ 3. 合資会社 ☐ 4. 個人経営 ☐ 5. その他 ()				
③ 代表者	フリガナ				
	氏名				
④ 本社所在地	郵便番号	〒 -		法人番号	
	住所				
	TEL	- -		ホームページアドレス	
	FAX	- -			
⑤ 設立年月(該当元号を選択)	☐ 1. 明治 ☐ 2. 大正 ☐ 3. 昭和 ☐ 4. 平成 ☐ 5. 令和 年 月 ※個人経営の場合は創業年月				
⑥ 商品に関する 問い合わせ窓口	郵便番号	〒 -			
	住所				
	担当部課				
	TEL	- -		Eメールアドレス	@
⑦ 国外福祉用具の輸入を行っている場合 (取扱用具製造メーカー)	FAX	- -			
	国名	製造事業者名		国名	製造事業者名

※①～⑦の情報で 法人番号以外は当協会HPにて一般公開されますのでご注意ください。

※記入不要

企業コード

※福祉用具届出システムの企業コードを取得している場合、ご記入ください。

届出コード

2019.12

【TAISのご登録担当者】 ※後日、請求書などの関係書類を送付させていただく窓口となります。

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (A) 記入日 | : 本用紙に記入した日付を記入。 |
| (B) 担当部課 | : 担当者の担当部課の名称を記入。 |
| (C) ご担当者名 | : 担当者の氏名・フリガナを記入。 |
| (D) Eメールアドレス | : 担当者のEメールアドレスを記入。 |
| (E) TEL | : 担当者への問い合わせ電話番号を記入。 |
| (F) FAX | : 担当者への問い合わせFAX番号を記入。 |
| (G) 住所 | : 担当者の所在地、郵便番号・住所を記入。 |

【具体的な事項】

- ①会社名等：「正式名称」及び「フリガナ」を記入してください。
- ②経営形態：該当する「経営形態」を一つ選び○印を付けてください。
「5. その他」を選んだ場合には()内に具体的に記入してください。
- ③代表者：貴社の「代表者の氏名」及び「フリガナ」を記入してください。
- ④本社所在地：本社の状況を記入してください。

- 郵便番号：郵便番号を算用数字で記入。
- 住所：都道府県名から所在地の住所を記入。
- T E L：算用数字で「－」を境に左詰めで記入。
- F A X：算用数字で「－」を境に左詰めで記入。
- 法人番号：国税庁に登録されている法人番号(13桁)を記入。
法人番号は国税庁の法人番号公表サイトで調べることができます。
<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>
- ホームページアドレス：ホームページを開設している場合、アドレスを記入。

- ⑤設立年月：該当する「設立元号」を選び、○印を付けてください。
また、その「設立年月」を算用数字で記入してください。(個人経営の場合には、創業した年月を記入してください。)

- ⑥商品に関する問い合わせ窓口：商品の問い合わせ窓口を記入してください。

- 郵便番号：郵便番号を算用数字で記入。
- 住所：都道府県名から所在地の住所を記入。
- T E L：算用数字で「－」を境に左詰めで記入。
- F A X：算用数字で「－」を境に左詰めで記入。
- Eメールアドレス：商品等お問い合わせ用のEメールアドレスを記入。

- ⑦国外福祉用具の輸入を行っている場合：福祉用具を輸入している場合、主な国名とメーカーを最大6社まで記入してください。

- ①～⑥の情報で 法人番号以外は、[当協会HPにて公開](#)されます。

(3)「福祉用具情報」登録用紙の記入方法

(様式B-02)

福祉用具情報システム・「福祉用具情報」登録用紙

【車いす（電動）】

(様式B-1)

福祉用具情報システム・「福祉用具情報」登録用紙

【車いす（手動）】

この部分は記入しないでください。

※⑩「製品概要」⑪「重要なお知らせ」は200文字・⑫「使用上の注意」は100文字制限です。

① 会社名等:				② 製品型番:			
③ 商品名:				④ 発売年月: ○ 1. 平成 ○ 2. 令和 年 月			
⑤ 製品区分: ○ 1. 自社製造 ○ 2. 輸入製品 ○ 3. OEM製品 (製造事業者名:)				⑥ 希望小売価格 (消費税抜き) 円			
⑦ 画像: ファイル名/							
⑧ タイプ ○ 1. 手動自乗 ○ 2. 手動介助							
仕様	01 車いす最大外寸 (縦)	mm	17 アームサポート高	mm			
	02 車いす最大外寸 (横)	mm	18 レッグサポート形式	1. 固定 2. 脱着可変			
	03 車いす最大外寸 (高さ)	mm	19 フットサポート形式	1. 固定 2. 脱着可変			
	04 重量	kg	20 フットサポート高	mm			
	05 シート形式	1. スリット 2. 調整式 3. 脱着式 4. 固定式 5. 回転式	21 フレーム折りたたみ方式	1. 固定式 2. ダブルクロス 3. シングルクロス 4. その他			
	06 シート幅	mm	22 フレーム材質	1. 軟鋼 2. スチール 3. アルミ 4. 7×7 5. 7×9 6. その他			
	07 シート長	mm	23 グリップ高	mm			
	08 シート前座高	mm	24 駆動輪径	mm			
	09 シート後座高	mm	25 キャスター径	mm			
	10 シート角度	度	26 駆動輪タイヤ形式	1. 空気入り 2. ソリッド			
	11 シートクッション形式	1. 固定式 2. 脱着式 3. その他	27 キャスター形式	1. 空気入り 2. ソリッド			
	12 バックサポート高	mm	28 ハンドリム表面材質	1. 金属 2. 樹脂 3. 生ゴム 4. その他			
	13 シートとバックサポートとの角度	度	29 駐車ブレーキ形式	1. レバー 2. トグル 3. ハブ 4. その他			
	14 バックサポート形状	1. 脱着可・折りたたみ可 2. 脱着可・折りたたみ不可 3. 脱着不可・折りたたみ可 4. 脱着不可・折りたたみ不可	30 制動ブレーキ形式	1. 介助ブレーキあり 2. 介助ブレーキなし			
	15 ヘッドサポート形式	1. 固定 2. 脱着可変 3. なし	31 折りたたみ時寸法	mm			
	16 アームサポート形式	1. 固定式 2. 開き式 3. 跳ね上げ式 4. 折りたたみ式 5. 横倒し式 6. 着脱式	32 最大使用者体重	kg			
⑨ カラー							
⑩ 製品概要				⑪ 使用上の注意			
⑫ 重要なお知らせ				⑬ PDF登録 ファイル名			
				⑭ 動画URL			
				⑮ リンク登録			
				⑯ タイトル			
				⑰ URL			
				⑱ タイトル			
				⑲ URL			
				⑳ タイトル			
				㉑ URL			

※記入不要

※福祉用具届出コードを取得している場合、ご記入ください。

分類コード

届出コード

※記入不要

用具コード

2023.08

【全体的な留意事項】

- a. 登録する福祉用具によって、登録用紙(様式)が異なりますので注意してください。

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| 【車いす(手動)】(B-01) | 【吊り具】(B-07) |
| 【車いす(電動)】(B-02) | 【補聴器】(B-08) |
| 【電動三・四輪車】(B-03) | 【その他の福祉用具】(B-10) |
| 【ベッド本体】(B-04) | 【徘徊老人監視システム/見守り機器】(B-11) |
| 【マットレス/床ずれ防止マットレス】(B-05) | 【介護業務支援機器】(B-12) |
| 【リフト】(B-06) | |

※登録用紙は、当協会のホームページからダウンロードすることができます。
(<https://www.techno-tais.jp/>「福祉用具を登録する」参照)

- b. 福祉用具情報は、1製品について、1件の登録をお願いします。TAISへの情報登録は、原則として販売開始している製品となります。
- c. 複数の福祉用具を登録希望する場合、登録用紙をコピー等して利用してください。
- d. 様式の選択や仕様欄に記入する項目及び内容は、P8「4. の2. 福祉用具情報システム仕様の手引き」を参考にしてください。
- e. 仕様や製品概要、企業からのお知らせ等の欄には文字数制限があるため、希望する内容の全てを掲載できない場合があります。また、記入された内容に不適切な文言等が含まれている場合には、当協会の判断により内容を削除又は変更させていただくことがあります。
- f. 貴社において記入された仕様や性能等の情報は、当協会において一切責任を負いません。また、TAISへの情報登録は、当該製品（登録しようとしている製品）の機能面や安全面を保証するものではありません。

【具体的な事項】

- ①会社名等：「正式名称」及び「フリガナ」を記入してください。
- ②製品型番：登録する福祉用具の「製品型番」を30文字以内で記入してください。
特に型番が無い場合でも、管理番号等を設けてください。
なお、2つ以上の型番を記入することは、原則として認めておりません。
※但し、色違いの場合は可
- ③商品名：登録する福祉用具の「商品の正式名称」を60文字以内で正確に記入してください。
- ④発売年月：該当する「元号」を選び、○印を付けてください。
また、その「年月」を算用数字で記入してください。
- ⑤製品区分：該当する「製品区分」に○印を付けてください。
なお、「2. 輸入製品または3. OEM製品」を選んだ場合、()内にその製造事業者名を記入してください。
- ⑥希望小売価格：「希望小売価格(消費税抜き)」を算用数字の円単位で記入してください。
※メーカー希望小売価格を設定せず、オープン価格としている場合には、実勢価格を記入することにご協力ください。
- ⑦画像(ファイル名)：登録する福祉用具の「画像データのファイル名(最大5枚まで)」を記入してください。該当製品(登録しようとしている福祉用具)の画像データをUSB、CD等に保存して提出してください。なお、人物や場所が特定できるようなものが写っていない画像データの提出にご協力ください。ファイル形式は、P4「画像情報の登録」を参照。
※当該製品(登録しようとする福祉用具)の福祉用具情報(文字情報)と画像データを確実に一致させるため、必ず「画像データのファイル名」を記入して下さい。
- ⑧カラー：最大で6種類まで記入することができます。1項目20文字を限度としています。
- ⑨製品概要：当該製品(登録しようとする福祉用具)の概要を記入してください。200文字を限度としています。
※近年、一般の方の閲覧と問い合わせが増加しておりますので、略語や専門用語の使用はできるだけ控え、一般の方が理解しやすい内容としてください。
- ⑩使用上の注意：当該製品(登録しようとする福祉用具)の使用上の注意を記入してください。
「取扱説明書をお読みください」等の記載の場合は留意事項の追記をすることとし、PDFデータかWEB等で閲覧できるURLの提供をお願いします。
100文字を限度としています。
- ⑪重要なお知らせ：当該製品のサポート期間のご案内、メンテナンス等に関する注意、リコール等、企業からの重要なお知らせを記入してください。200文字を限度としています。
- ⑫PDF登録：登録する福祉用具のカatalog、取扱説明書等をPDFファイルにて登録することができます。(但し、最大10MBまでとなります。)
- ⑬動画登録：登録する福祉用具の動画サイトのURLを登録することができます。
- ⑭リンク登録：登録する福祉用具の関連サイトのURLを登録することができます。(最大3件まで)
タイトルは60文字以内で記入してください。

TAISへの情報登録は、原則として販売開始している製品となりますが、カatalog等にTAISコード等を記載するため、販売開始前の情報登録を希望する場合、登録する内容が変更しないことを条件に、担当者と協議させていただき、その都度判断させていただきます。(登録完了から発売までの間に情報の変更等が生じた場合には、当該情報を削除させていただきますので予めご留意ください。)

福祉用具情報システム 仕様の手引き

福祉用具情報／登録用紙・仕様欄の記入にあたり、参考資料としてご利用下さい。

—目次—

1. 治療訓練用具	1 頁	11. B-01／車いす（手動）	24 頁
2. 義肢・装具	3 頁	12. B-02／車いす（電動）	25 頁
3. パーソナルケア関連用具	6 頁	13. B-03／電動三・四輪車	26 頁
4. 移動機器	10 頁	14. B-04／ベッド本体	27 頁
5. 家事用具	13 頁	15. B-05／マットレス・床ずれ防止マットレス	28 頁
6. 家具・建具、建築設備	14 頁	16. B-06／リフト	29 頁
7. コミュニケーション関連用具	17 頁	17. B-07／吊り具	30 頁
8. 操作用具	20 頁	18. B-08／補聴器	31 頁
9. 環境改善機器・作業用具	23 頁	19. B-11／徘徊老人監視システム・見守り機器	32 頁
10. レクリエーション用具	23 頁	20. B-12／介護業務支援機器	33 頁

公益財団法人テクノエイド協会

(2024.07)

○仕様:P8「4. の2福祉用具情報システム仕様の手引き」を参考に記入してください。

■登録用紙(B-01～08、B-11～12)の場合

当協会において検討した福祉用具の表示ガイドラインに基づく仕様形態となっております。
記入方法がわからない場合は、TAIS担当までお問い合わせください。

■登録用紙(B-10)の場合

当該製品（登録しようとする用具）を「仕様の手引き」の中から選び、表示されている程度の仕様を最低限記入してください。項目及びその内容は、最大26項目まで設定することができます。
当該製品の仕様や機能がわかるようできるだけ詳細に記入してください。

但し、項目は40文字、内容は60文字を限度としています。

（記入に際しての注意事項：必ずお読みください。）

- ◎ 仕様や製品概要、重要なお知らせ等の欄には文字数制限があるため、希望する内容の全てを掲載できない場合があります。
また、記入された内容に不適切な文言等が含まれている場合には、当協会の判断により内容を削除又は変更させていただくことがあります。
- ◎ 貴社において記入された仕様や性能等の情報は、当協会において一切責任を負いません。
また、TAISへの情報登録は、当該製品の安全面や有効性を保証するものではありません。
- ◎ 全ての項目において英数字は半角文字を使用してください。環境依存文字は不可。

6. 登録書類の送付先

〒162-0823

東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4階

公益財団法人テクノエイド協会 企画部 T AIS担当

電話番号 03-3266-6883

ファクシミリ 03-3266-6885

メールアドレス tais@techno-aids.or.jp

※電子メール等による新規企業からの登録書類の受け付けは行っておりません。
但し、在宅勤務等で郵送による提出が難しい場合は事前にT AIS担当までご相談ください。

7. 用具情報電子申請の流れについて

●電子申請を行う者

申請の手続きは、福祉用具情報システム(TAIS)の企業コードを既に取得されている製造・輸入事業者のみ行うことが可能です。(※電子申請とは、通常書面により申請頂いている申請書を、ご使用のパソコンからインターネットを利用して電子データで申請していただくものです。)

新規の企業登録及び、用具情報の変更や削除につきましては、従来通り書面による提出が必要です。

下記の留意事項をご確認のうえ電子申請を行ってください。

(留意事項)

- ① 申請内容等に不備がある場合には、掲載を延期又は見合わせる場合があります。
- ② 当該月の申込が50件を超える場合は事前にTAIS担当までご連絡ください。
- ③ 一旦ホームページ上に掲載された用具であっても、当該申請を行った企業のホームページやカタログ又は他者からの告知等により、申請している内容と異なる情報、さらには事実と異なる状況等が確認された場合には、製品情報を削除させていただきます。

●電子申請期間

原則、毎月5日までに受け付けた申請を翌月のはじめから情報発信します。

当協会では、申請された用具について、指定した内容や、既に登録されている商品ではないか等についての確認を行い、原則、翌月のはじめから情報発信いたします。

●電子申請方法

この「福祉用具情報システム(TAIS)」情報登録の手引きに記載される所定の内容等を十分留意のうえ、1商品ずつ申請を行ってください。

なお、入力内容の漏れや誤りなど、不備や不適切等が認められる場合には、申請の受付が出来ませんのでご注意ください。

企業コード ※この用紙は情報登録申請の際、必ず提出して下さい。	
令和 年 月 日	
WEB登録申込書	
公益財団法人テクノエイド協会 企画部 御中	
申請者	〒 会社名等: 〒 代表者名: 所在地: 〒
担当者	〒 部署: 役職名: 〒 担当者名: 連絡先: 〒 TEL: (内線) / FAX:
連絡先	※本申込製品の申込内容に関する今後のお問い合わせ先および連絡窓口となります。
「福祉用具情報システム(TAIS)情報登録の手引き」に従い、以下の通り申請します。	
1. 福祉用具情報登録 新規 性	
2. 「情報登録の手引き」にある規定等について承諾する。(右枠にチェックして下さい) ☐	
※登録料及び更新料の支払いがなされない場合には削除することに同意する。	
[通信欄] ※この欄はご自由にご記入下さい。	
2025.4	

申請のデータ送信が完了しましたら
「WEB登録申込書」を必ず tais@techno-aids.or.jp
までメール送信または郵送してください。
「WEB登録申込書」の提出が無い場合、申請の受付
が出来ませんのでご注意ください。

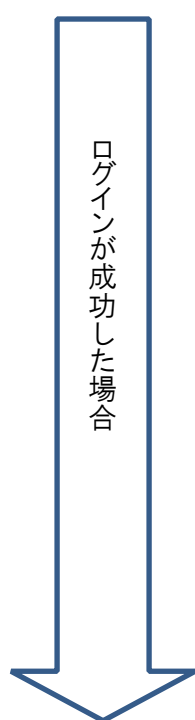
1. ログイン画面 福祉用具情報システム(用具情報申請)を表示する。

(以下のURLをクリックしてください)

<https://www.techno-tais.jp/registgoods/company/TC000001.php>

協会から送付した 企業情報登録確認用紙に記載されている「企業コード」と「パスワード」で福祉用具情報システム(用具情報申請)にログインします。

① : 企業コードとパスワードを入力したら、「ログイン」ボタンをクリックします。



ログインが成功した場合

P17へ



ログイン時の情報が間違っている場合、以下の画面が表示されます。「ログイン画面へ戻る」をクリックして再度ログインをやり直してください。

2. 登録する福祉用具の様式を選択してください。

例)車いす(手動)の登録をする場合、①の「車いす(手動) (B-01)」ボタンをクリックすると、P18の入力画面が表示されます。

福祉用具情報システム(電子申請)

新規申請のみとなります。変更等につきましては、これまで通りとなります。

【 企業名 】<企業コード>

■TAIS(福祉用具情報システム)「福祉用具情報」登録申請

該当の様式をクリックし用具詳細について入力してください。
※確定して送信した内容の変更・削除は一切できませんので、手続きは慎重に行ってください。

1

車いす(手動)	(B-01)
車いす(電動)	(B-02)
電動三・四輪車	(B-03)
ベッド本体	(B-04)
マットレス/床ずれ防止マットレス	(B-05)
リフト	(B-06)
吊り具	(B-07)
補聴器	(B-08)
その他福祉用具	(B-10)
徘徊老人監視システム/見守り機器	(B-11)
介護業務支援機器	(B-12)

申請用具一覧

ログアウト

福祉用具情報システム(用具情報の入力画面)

【企業名】 【企業コード】

■申請する用具について入力してください。

様式コード	B-01:車椅子(手動)用		
*商品名	(60文字)		
製品型番	(30文字)		
※名称・型番がいずれも同一の用具は、重複して届出することができません。			
*製品区分	☐ 自社製造 ☐ 輸入製品 ☐ OEM製品 ※「輸入製品」または「OEM製品」の場合、その製造事業者名を記入して下さい		
*希望小売価格 又は実勢価格	円(税抜きの価格を「」なしで入力してください) ☐ オープン価格 ※オープン価格を選択した場合は実勢価格を入力してください		
*商品画像データ登録 ※1つは必須です	ファイルの選択	ファイルが選択されていません	取消
	ファイルの選択	ファイルが選択されていません	取消
	ファイルの選択	ファイルが選択されていません	取消
	ファイルの選択	ファイルが選択されていません	取消
	ファイルの選択	ファイルが選択されていません	取消
PDF登録	タイトル:	(50文字)	
	ファイル:	ファイルの選択	ファイルが選択されていません 取消
	タイトル:	(50文字)	
	ファイル:	ファイルの選択	ファイルが選択されていません 取消
動画URL	タイトル:	(50文字)	
	URL:	URL確認	
	タイトル:	(50文字)	
	URL:	URL確認	
用具関連リンク登録	タイトル:	(50文字)	
	URL:	URL確認	
	タイトル:	(50文字)	
	URL:	URL確認	
*発売年月	年 月 ※発売年月が申請月から数えて最大2か月前の商品は登録することができませんのでご注意ください。 (例 12月発売の製品を10月10日の締日迄にお送り頂いても受付は出来ません。)		

申請メニューへ戻る

一時保存する

入力内容を確認する

*仕様	項目	最小値	最大値	単位	選択肢	解除
タイプ					☐ 手動自乗 ☐ 手動介助	解除
車いす最大外寸(縦)				mm		
車いす最大外寸(横)				mm		
車いす最大外寸(高さ)				mm		

キャスター径			mm
駆動輪タイヤ形式	☐ 空気入り ☐ ソリッド		
キャスター形式	☐ 空気入り ☐ ソリッド		
ハンドリム表面材質	☐ 金属 ☐ 樹脂 ☐ 生ゴム ☐ その他		
駐車ブレーキ形式	☐ レバー ☐ トグル ☐ ハブ ☐ その他		
制動ブレーキ形式	☐ 介助ブレーキあり ☐ 介助ブレーキなし		
折りたたみ時寸法			mm
最大使用者体重			kg
カラー			(1項目20文字)
製品概要 (200文字)	(0文字入力済)		
使用上の注意 (100文字)	(0文字入力済)		
重要なお知らせ (200文字)	(0文字入力済)		
旧商品コード	※福祉用具届出コードを取得している場合、ご記入ください。 -		

申請メニューへ戻る

一時保存する

入力内容を確認する

仕様は各様式ごとに
入力内容が異なります
詳細は「福祉用具情報
システム仕様の手引き」
を参考にしてください。

<https://www.techno-tais.jp/system/media/shiyoute.pdf>

3.入力画面

「※」の項目は入力必須項目です。

福祉用具情報システム(用具情報の入力画面)

【企業名】 【<企業コード>】

■申請する用具について入力してください。

様式コード B-01:車椅子(手動)用

① ***商品名** (60文字)

② **製品型番** (30文字)
※名称・型番がいずれも同一の用具は、重複して届出することができません。

③ ***製品区分** ☐ 自社製造 ☐ 輸入製品 ☐ OEM製品
※「輸入製品」または「OEM製品」の場合、その製造事業者名

④ ***希望小売価格
又は実勢価格** 円(税抜きの価格を「,」なしで入力してください)
☐ オープン価格 ※オープン価格を選択した場合は実勢価格を入力してください

⑤ ***商品画像データ登録
※1つは必須です**

参照...	取消
参照...	取消
参照...	取消
参照...	取消
参照...	取消

⑥ **PDF登録**

タイトル:	(50文字)
ファイル:	参照... 取消
タイトル:	(50文字)
ファイル:	参照... 取消
タイトル:	(50文字)
ファイル:	参照... 取消

⑦ **動画URL**

⑧ **用具関連リンク登録**

タイトル:	(50文字)
URL:	URL確認
タイトル:	(50文字)
URL:	URL確認
タイトル:	(50文字)
URL:	URL確認

⑨ ***発売年月** 年 月
※発売年月が申請月から数えて最大2か月先の商品登録はできませんのでご注意ください。
(例 12月発売の製品を10月10日の締日迄にお送り頂いても受付は出来ません。)

- ① 商品名 : 登録する福祉用具の「商品の正式名称」を60文字以内で正確に入力してください。
- ② 製品型番 : 登録する福祉用具の「製品型番」を30文字以内で入力してください。
特に型番が無い場合でも、管理番号等を設けてください。なお、2つ以上の型番を入力することは、原則として認めておりません。
※但し、色違いの場合は可。
- ③ 製品区分 : 該当する「製品区分」を選択してください。
なお、「2. 輸入製品または 3. OEM製品」を選んだ場合、その製造事業者名を入力してください。
- ④ 希望小売価格 : 消費税抜きの「希望小売価格」を算用数字の円単位で入力してください。
※希望小売価格を設定せず、オープン価格としている場合には、「オープン価格」をチェックし、実勢価格を入力することにご協力ください。
- ⑤ 製品画像データ : 登録する福祉用具の「画像データファイル」を選択してください。(最大5枚まで)
なお、人物や場所が特定できるようなものが写っていない画像データの提出にご協力ください。ファイル形式は、P4「画像情報の登録」を参照。

「参照」ボタンをクリックするとファイルの選択ができます。

必ず1枚の画像ファイルを選択ください。

「取消」ボタンをクリックすると選択されたファイルが削除されます。

⑥ PDF登録 : 登録する福祉用具のカatalog、取扱説明書等をPDFファイルにて登録することができます。(但し、最大 10MBまでとなります。)

⑦ 動画URL : 登録する福祉用具の動画サイトのURLを登録することができます。

⑧ 用具関連リンク登録 : 登録する福祉用具の関連サイトのURLを登録することができます。
(最大3件まで)。
タイトルは60文字以内で入力してください。

⑨ 発売年月 : 該当する「元号」を選択してください。また、その「年月」を算用数字で入力してください。

⑩ カラー (1項目20文字)
 (1項目20文字)

⑪ 製品概要 (200文字) (0文字入力済)

⑫ 使用上の注意 (100文字) (0文字入力済)

⑬ 重要なお知らせ (200文字) (0文字入力済)

⑭ 旧商品コード ※福祉用具届出コードを取得している場合、ご記入ください。
 -

申請メニューへ戻る 一時保存する 入力内容を確認する

⑩ カラー : 最大で6種類まで入力することができます。1項目20文字を限度で入力可能。

⑪ 製品概要 : 当該製品(登録しようとする福祉用具)の概要を入力してください。
200文字を限度としています。
※近年、一般の方の閲覧と問い合わせが増加しておりますので、略語や専門用語の使用はできるだけ控え、一般の方が理解しやすい内容としてください。

⑫ 使用上の注意 : 当該製品(登録しようとする福祉用具)の使用上の注意を入力してください。
「取扱説明書をお読みください」等の記載の場合は、PDF データか WEB 等で閲覧できる URL の提供をお願いします。 100文字を限度としています。

⑬ 重要なお知らせ : 当該製品のサポート期間のご案内や、メンテナンス等に関する注意、リコール等、企業からの重要なお知らせを入力してください。
200文字を限度としています。

⑭ 届出コード : 福祉用具届出コードを取得している場合、入力してください。

※全ての項目において英数字は半角文字を入力してください。環境依存文字は不可。

申請メニューへ戻る ... TAIS(福祉用具情報システム)「福祉用具情報」登録申請画面に戻ります。
P17へ

一時保存する ... 入力した内容を保存します(※この時点ではまだ申請は完了していません)。
P22へ

入力内容を確認する ... 入力した内容の確認画面が表示されます。
P21へ

4.入力確認画面

「ファイルの確認」ボタンをクリックすると、別ウィンドウに画像が表示されますので必ず確認してください。

福祉用具情報システム(用具情報の入力画面)

入力内容を確認してください。「確定して送信する」をクリックすると今後入力内容の修正ができなくなります。

■申請する用具について確認してください。

*商品名	手動車いす
製品型番	MA-001
*製品区分	※「輸入製品」または「OEM製品」の場合、その製造事業者名 ※製造区分が輸入製品の場合 輸入製品の製造を行っている製造事業者名
*希望小売 又は実勢価格	12500 円
*商品画像データ登録	画像1:あり 画像2:なし 画像3:なし 画像4:なし 画像5:なし
PDFファイル	PDFファイル1:なし PDFファイル2:なし PDFファイル3:なし
動画URL	なし
URL	URL1:なし URL2:なし URL3:なし
*発売年月	平成24年01月

ファイル形式 : . jpg もしくは、. JPG

ピクセル数 : 幅(W)425pixel 高さ(H)425pixel
解像度(R)300 pixel/inch(dpi)

***仕様**

項目	最小値	最大値	単位	選択肢
タイプ				☐ 手動自乗 ☒ 手動介助
車いす最大外寸(縦)	835	835	mm	
車いす最大外寸(横)	510	510	mm	
車いす最大外寸(高さ)	900	900	mm	
重量	12	12	kg	
シート形式				☐ スリングシート ☐ 調整式 ☐ 脱着式 ☒ 固定式 ☐ 回転式

折りたたみ時寸法 mm

最大使用者体重 kg

カラー (1項目20文字)
 (1項目20文字)

製品概要 (200文字) (0文字入力済)

使用上の注意 (100文字) (0文字入力済)

重要なお知らせ (200文字) (0文字入力済)

旧商品コード ※福祉用具届出コードを取得している場合、ご記入ください。
 -

修正する

… 福祉用具情報システム(用具情報の入力画面)に戻ります。

P18へ

一時保存する

… 入力した内容を保存します(※この時点ではまだ申請は完了していません)。

P22へ

確定して送信する

… 入力した内容を保存して、登録申請します。

P23へ

5. 一時保存画面

福祉用具情報システム(用具情報申請)

用具情報を登録しました

申請メニューに戻る

福祉用具情報システム(電子申請)

新規申請のみとなります。変更等につきましては、これまで通りとなります。

【企業名】<企業コード>

■TAIS(福祉用具情報システム)「福祉用具情報」登録申請

該当の様式をクリックし用具詳細について入力してください。

※確定して送信した内容の変更・削除は一切できませんので、手続きは慎重に行ってください。

車いす(手動)(B-01)

車いす(電動)(B-02)

電動三・四輪車(B-03)

ベッド本体(B-04)

マットレス/床ずれ防止マットレス(B-05)

その他福祉用具(B-10)

徘徊老人監視システム/見守り機器(B-11)

介護業務支援機器(B-12)

申請用具一覧

ログアウト

福祉用具情報システム(ステータス画面)

【企業名】<企業コード>

■TAIS申請用具一覧

※確定して送信した内容の変更・削除は一切できませんので、手続きは慎重に行ってください。

受付番号	商品名	型番	更新日	ステータス	備考
000001	手動車いす	MA-001	2019/06/09	一時保存	入力(修正)する

申請メニューへ

6. 確定・送信画面

福祉用具情報システム(用具情報申請)

用具情報を登録しました

申請メニューに戻る

福祉用具情報システム(電子申請)

新規申請のみとなります。変更等につきましては、これまで通りとなります。

【企業名】<企業コード>

■TAIS(福祉用具情報システム)「福祉用具情報」登録申請

該当の様式をクリックし用具詳細について入力してください。

※確定して送信した内容の変更・削除は一切できませんので、手続きは慎重に行ってください。

車いす(手動)(B-01)

車いす(電動)(B-02)

電動三・四輪車(B-03)

ベッド本体(B-04)

マットレス/床ずれ防止マットレス(B-05)

その他福祉用具(B-10)

徘徊老人監視システム/見守り機器(B-11)

介護業務支援機器(B-12)

申請用具一覧

ログアウト

福祉用具情報システム(ステータス画面)

【企業名】<企業コード>

■TAIS申請用具一覧

※確定して送信した内容の変更・削除は一切できませんので、手続きは慎重に行ってください。

受付番号	商品名	型番	更新日	ステータス	備考
000001	手動車いす	MA-001	2019/06/09	送信済	参照 COPY

申請メニューへ

8. 介護保険福祉用具情報の取り扱いについて

○ 介護保険福祉用具情報とは？

TAISに情報登録いただいた書面情報(※)をもとに、介護保険において給付対象と考えられる福祉用具について、厚生労働省告示並びに取扱いに関する通知(「解釈通知」という。)に基づき、当協会の判断により、それぞれ「貸与」又は「販売」のマークを掲載している参考情報です。

(TAIS登録時に提供された書面情報のみで判断できなかったものについては、「貸与」や「販売」のマークを表示していません。)

(※)但し、自動排泄処理装置のうち便を自動的に吸引する機器については、別途、モニター調査報告をご提出いただくこととしています。

○ 対象用具の判断につきましては、外部の有識者からなる検討委員会を当協会内に設け、年12回の開催をもって判断します。

なお、本情報は、あくまで告示等から介護保険の給付対象と考えられる福祉用具を選定したものであり、当協会が当該製品の安全性や機能面を保証するものではありません。

対象用具の選定につきましては、毎月5日を締め切り(5日が土日、祝祭日の場合は締切日が前倒しとなります。)とし、原則、毎月25日前後に開催の委員会にて判断することとしています。

○ 対象用具の選定につきましては、TAIS申請時に提出いただいた書類及び当該企業のホームページ等を参考にする書類審査を基本としております。従いまして、後日、記載された内容の誤りや虚偽の記載等が認められた場合には、貸与及び販売の表示を見直すこととし、場合によっては当協会の判断により表示を削除する場合があります。

○ TAISに掲載された用具のみが介護保険の給付対象となるわけではなく、未掲載のものであっても介護保険の給付対象となる福祉用具があることにご留意ください。詳しくは、市町村の介護保険担当窓口へお問い合わせください。

また、掲載している情報の中には、オプション品を併載しているものがありますが、当協会では掲載している全てのオプション品を含めて、対象用具か否かを判断している訳ではありません。

○ 実際の福祉用具の選定につきましては、要介護者の症状、介護者の状況あるいは住宅の状況等、使用される場面に対応した適切な選定が必要となります。詳しくは、当該製品のメーカー又は最寄りの福祉用具貸与サービス事業所等にお問い合わせください。

9. 厚生労働省が取り組む福祉用具貸与価格情報公開に基づく価格情報の取り扱いについて

(情報公開の背景)

この価格情報の公表につきましては、平成25年12月20日、社会保障審議会介護保険部会において取りまとめられた、「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえて行うものであり、介護保険における貸与価格の適正化に向けた取組の一環として、利用者や家族をはじめとした国民が幅広く活用できるよう貸与価格情報の公表をテクノエイド協会のホームページ上で行うものです。

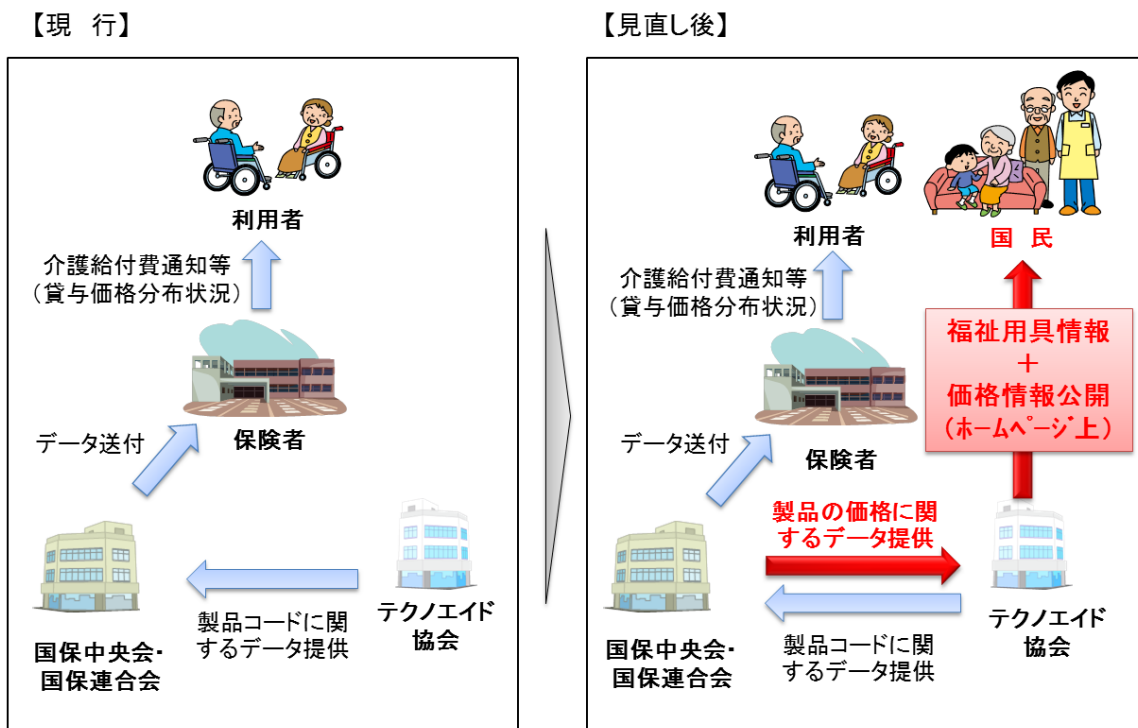
(情報の取扱について)

介護保険における福祉用具の貸与及び販売は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付がなされるよう、保険給付における公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付される仕組みとされています。

従って、貸与価格は同一製品であっても、取り扱う福祉用具貸与事業者のサービス内容(アセスメント、用具の選定、計画書作成、搬出入、モニタリング、メンテナンス、消毒等)によって異なります。

実際の貸与価格に関するお問い合わせは、福祉用具のメーカーではなく、最寄りの福祉用具貸与事業者へお願いします。但し、掲載している全ての福祉用具を最寄りの福祉用具貸与事業者が取り扱っているわけではありませんのでご注意ください。

◆参考資料：平成25年9月18日 社会保障審議会介護保険部会(第48回) 資料抜粋



10. 介護テクノロジー情報の取り扱いについて

- 介護テクノロジー情報は、国内の福祉用具メーカー又は輸入事業者から、任意にTAIS登録されたものの中から、厚生労働省の導入支援事業にて各都道府県が実施している介護テクノロジーの導入支援を行う補助金の補助対象と考えられる製品については、当協会が設置する外部の有識者からなる「厚生労働省が行う導入支援の対象となりうる製品の検討委員会」の審査を経た上で、「介護テクノロジー」のマークを掲載している参考情報です。
- 対象と考えられる製品の判断につきましては、外部の有識者からなる検討委員会を当協会内に設け、年4回程度(予定)の開催をもって判断します。
なお、本情報は、あくまで厚生労働省の導入支援事業にて各都道府県が実施している介護テクノロジーの導入支援を行う補助金の補助対象と考えられる製品を選定したものであり、当協会が当該製品の安全性や機能面を保証するものではありません。
- 対象製品の選定につきましては、TAIS申請時に提出いただいた書類及び当該企業のホームページ等を参考にする書類審査を基本としております。従いまして、後日、記載された内容の誤りや虚偽の記載等が認められた場合、または、利用する側の観点から安全性や有効性に懸念がある場合には、「介護テクノロジー」のマーク表示を見直すこととし、場合によっては当協会の判断により表示を削除する場合があります。
- TAISに掲載された製品のみが各都道府県が実施している介護テクノロジーの導入支援を行う補助金の補助対象となるわけではなく、未掲載のものであっても各都道府県の判断により補助の対象となる製品があることにご留意ください。詳しくは、各都道府県にお問い合わせください。
(都道府県の介護テクノロジーの導入支援を行う補助金の補助の実施状況は、テクノエイド協会のホームページから確認できます。(※))
(※)参考:https://www.techno-aids.or.jp/robot/jigyo.shtml#tab37_detial
- 掲載している情報の中には、オプション品を併載しているものがありますが、当協会では掲載している全てのオプション品を含めて、対象製品か否かを判断している訳ではありません。また、別途、月額の利用料等が必要なものも含まれております。
- 情報提供している福祉用具の仕様や使用上の注意等につきましては、登録企業からご提供いただいた内容をそのまま掲載しております。詳細なお問い合わせは当該製品のメーカー等へ直接行ってください。

◆介護テクノロジー情報の検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/juutenbunya_r6kaitei_00001.html

◆福祉用具情報システム(TAIS)に情報登録を希望される方

<http://www.techno-tais.jp/system/index.shtml#kibou>

◆本件に関するお問い合わせ

公益財団法人テクノエイド協会 企画部 TEL:03-3266-6883

1 1. お問い合わせ窓口

TAISに関わる、ご質問やご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

〒162-0823

東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4階

公益財団法人テクノエイド協会 企画部 TAIS担当

電話番号 03-3266-6883

ファクシミリ 03-3266-6885

メールアドレス tais@techno-aids.or.jp

